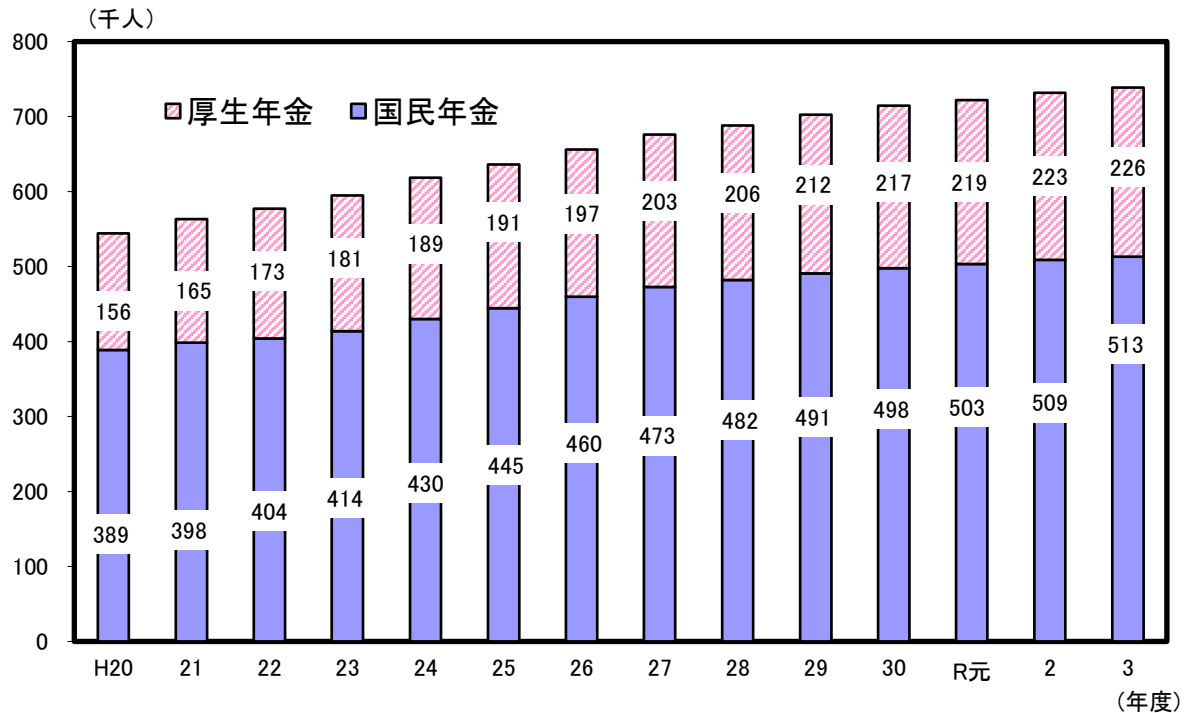


## 熊本県の国民年金・厚生年金受給者数の推移



### 解 説

#### 【概要】

令和3年度末の県内の国民年金受給者は513,075人。厚生年金受給者は225,654人となっている。

国民年金、厚生年金とも受給者は年々増加しており、平成20年度と比べると、国民年金で31.9%（前年度比0.8%）、厚生年金では45.1%（前年度比1.3%）の増加となっている。

#### ○国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、老齢・障害・死亡の保険事故に該当したときに「基礎年金」を受給する制度。

国民年金の被保険者は、職業・就労状態や保険料の納め方で3種類（第1号・第2号・第3号被保険者）に分かれているが、厚生年金保険（厚生年金）等の被用者保険に加入している者（第2号被保険者）は、同時に国民年金に加入していることになる。

#### ○第1号被保険者

国民年金法第7条第1項第1号に規定する被保険者（農林漁業従事者、自営業者、学生等）

#### ○第2号被保険者

国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者（厚生年金保険など被用者保険制度の加入者）

#### ○第3号被保険者

国民年金法第7条第1項第3号に規定する被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）

#### ○厚生年金

主として日本の民間企業の労働者が加入し、老齢・障害・死亡について保険給付を行う公的年金制度。

#### ○老齢基礎年金

国民年金に加入し、保険料納付済期間・保険料免除期間・合算対象期間の3つが合計10年（平成29年7月31日までは25年）以上ある人が、原則65歳から受給できる制度。

| 資 料 出 所                    | 調 査 期 日 | 調査周期 |
|----------------------------|---------|------|
| 「厚生年金保険・国民年金事業状況」<br>厚生労働省 | 令和4年3月  | 毎月   |